

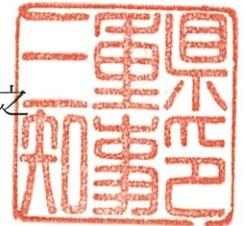
環生第 17 - 153 号

三重県環境審議会

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年三重県条例第 26 号) の規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

令和 6 年 7 月 4 日

三重県知事 一見勝之



諮 問 理 由

県では、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和2年4月から施行しています。条例では、土砂等の埋立て等に対して、許可審査や監視等の必要な規制を行ってきました。

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、国においては、「宅地造成等規制法」を改正し、崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止を目的とした「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月に施行されました。

このため、土砂等の流出等による災害の未然防止に関して、条例の規制のあり方について整理が必要です。また、条例の施行から4年が経過し、運用等の整理も行う必要があることから、貴審議会に意見を求めるものです。

三重県環境審議会 土砂条例部会委員

氏 名	所属・役職
いしかわ ともひろ 石川 友裕	三重弁護士会推薦弁護士
おかじま けんじ 岡島 賢治	三重大学大学院 生物資源学研究科・生物資源学部 教授
くろさか のりこ 黒坂 則子	同志社大学法学部 教授
みやおか くにひで 宮岡 邦任	三重大学教育学部 教授 (三重県環境審議会委員)

(50音順 敬称略)

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方についての検討状況

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方についての検討状況は以下のとおりです。

令和6年7月	第1回三重県環境審議会(7/4) ・諮問
令和6年8月	三重県環境審議会第1回土砂条例部会(8/2) 三重県環境審議会第2回土砂条例部会(8/20) ・中間案の検討
令和6年9月	第2回三重県環境審議会(9/5) ・中間案の審議
令和6年10月～11月	中間案のパブリックコメント(10/11～11/9) 市町への意見照会(10/11～10/31) 関係団体への説明(9月～10月)
令和6年11月	三重県環境審議会第3回土砂条例部会(11/13) ・最終案のとりまとめ
令和6年12月	第3回三重県環境審議会(12/26) ・最終案審議 ・答申
令和7年2月	必要に応じて条例改正手続きを行う

※網掛け部は、事務局にて実施

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について（中間案）の意見募集結果等

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）」の規制のあり方について（中間案）に対して、パブリックコメント等で寄せられた意見と、11月に開催された三重県環境審議会土砂条例部会での検討をふまえ、最終案を取りまとめました。パブリックコメントの状況等は以下のとおりです。

1 パブリックコメント等の状況

（1）パブリックコメント

- ①実施期間 令和6年10月11日から令和6年11月9日まで
- ②意見数 17件（6名）
- ③意見および対応状況 別添1参照

項目別意見数

項目	意見数
1 条例の規制のあり方の検討の必要性等	2
2 条例の制定のあり方についての基本的な考え方	1
3 条例の規制で改定する内容	
（1）土砂災害の未然防止に関する規定の整理	
① 形状及び構造上の基準の適用範囲	0
② 土砂等搬入禁止区域の指定	0
（2）土砂基準の確認に関する規定の整理	
① 埋立地等の把握	2
② 住民への周知	0
③ 土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	1
（3）雑則	
① 市町との連携	0
② 欠格要件	0
③ 適用除外	0
④ 経過措置	0
（4）罰則等	
① 命令、罰則	0
全般	11
合計	17

対応状況

対応区分	件数
① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	0
② 反映済み 意見や提案内容がすでに反映されているもの	7
③ 参考にする 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	9
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	1
合計	17

(2) 市町への意見照会

- ①実施期間 令和6年10月11日から令和6年10月31日まで
- ②意見数 5件（1市）
- ③意見および対応状況 別添2参照

項目別意見数

項目	意見数
1 条例の規制のあり方の検討の必要性等	0
2 条例の制定のあり方についての基本的な考え方	0
3 条例の規制で改定する内容	
（1）土砂災害の未然防止に関する規定の整理	
① 形状及び構造上の基準の適用範囲	0
② 土砂等搬入禁止区域の指定	0
（2）土砂基準の確認に関する規定の整理	
① 埋立地等の把握	1
② 住民への周知	1
③ 土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	1
（3）雑則	
① 市町との連携	0
② 欠格要件	0
③ 適用除外	0
④ 経過措置	0
（4）罰則等	
① 命令、罰則	0
全般	2
合計	5

対応状況

対応区分	件数
① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	1
② 反映済み 意見や提案内容がすでに反映されているもの	0
③ 参考にする 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	3
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	1
合計	5

2 中間案からの主な変更

パブリックコメント等で寄せられた意見および部会での議論をふまえた中間案からの主な変更は次のとおりです。

- ・「2 条例の規制のあり方についての基本的な考え方」では、条例の規制の方向性について「基本的な考え方」として整理しました。
- ・「3（3）① 市町との連携」では、届出後に土砂基準の不適合が確認された場合などについて、市町へ情報共有する旨を改定の趣旨に追記しました。
- ・「3（3）③ 適用除外」では、現行規定から追加する行為のみの記載としました。

最終案の概要は資料1－3のとおりです。

3 今後のスケジュール（案）

令和7年 2月 定例会会議 改正条例議案提出

**「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について
(中間案) に対する意見募集結果**

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	1 条例の規制のあり方の検討の必要性等 (資料1-5 P1)	<p>条例制定前、紀北町の埋立地の周辺において、有害物質の混入等による生活環境への不安が広がっていた。その後、「紀北町生活環境の保全に関する条例(町条例)」や「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(県条例)」が施行されたが、現在も無秩序な盛土がなされ、住民の不安の声は大きく、三重県には自治会として盛土に関する規制強化等を要望し、紀北町には二度の要望書と住民による署名簿を提出している。</p> <p>条例の網をくぐった行為だけでなく、条例に抵触する行為が行われているにもかかわらず、盛土の行為者への対応が長期にわたり、その間にもさらに別の場所に盛土がされるという異常な状況がある。</p> <p>町条例の改正を求めているところであるが、県条例においても、以上のような状況を踏まえ、より厳しい内容に改正が必要である。</p>	③	<p>盛土規制法で規制対象となる行為は、条例の規制対象となる行為を含む幅広い行為であり、災害を防止するための構造基準が詳細に定められています。</p> <p>そのため、盛土規制法の規制区域内では、条例の構造基準を適用除外としても規制を緩和するものではありません。</p> <p>盛土規制法の規制区域外においては、これまで通り、対象となる行為を条例で規制していきます。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
2	1 条例の規制のあり方の検討の必要性等 (資料1-5 P1)	<p>盛土規制法に「環境基準」が定められていないことから、有害物質の混入等による不安は大きくなる。県条例で確認することを明記してほしい。</p>	②	<p>条例では、埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準を「土砂基準」とし、土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止を規定しています。</p> <p>また、搬入される土砂等については、「土砂等搬入報告書」、「土砂等発生元証明書」、「水質調査及び土壌の汚染状況の調査」等で土砂基準の適合状況を、立入検査で履行状況を確認しています。</p>
3	2 条例の規制のあり方についての基本的な考え方 (資料1-5 P2)	<p>「条例の規制のあり方見直し後の規制のイメージ」の土砂基準による土砂の安全性の確認を、事業者からの報告だけでなく、県独自による検査・確認が必要である。</p> <p>「条例の主な見直しの内容」の「条例の構造基準を適用しないとした行為については、土砂基準の確認のため許可制度に代えて届出制度とする」は、規制を緩くするという事にならないのか不安である。</p>	③	<p>現行も、土砂基準による土砂の安全性については、事業者からの報告に加え、条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、土砂等の検査・確認を行っています。</p> <p>また、土砂の安全性の確認は、現行において、許可後に行っていることから、事前の届出制度としても規制を緩和するものではありません。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
4	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 ①埋立地等の 把握 (資料1-5 P8)	<p>【改訂する内容】土砂等の埋立て等区域の面積が3,000 m²未満であるもの又はその高さが1 m 以下のものについては、届出を要しないとなっている。しかし、盛土と盛土との間隔をとっているが、ほぼ一帯と考えられる場所に数箇所（合わせて3,000 m²未満）、高さ数mの土砂が積まれている状況がある。</p> <p>盛土の容量としてはかなり多くなり、自然環境及び生活環境への影響について不安が大きい。さらに、水源地の近くに盛土が行われている。盛土の面積だけでなく、盛土の容量や場所の規制について県条例の見直しが必要である。</p> <p>(改訂の趣旨)の土砂基準の適合状況の確認については、事業者からの報告だけでなく、県独自の検査・確認が必要である。許可制度を届出制度にすることにより、規制が緩くなってしまうか不安である。</p>	③	<p>条例では、一定規模以上（埋立て等面積3,000m²以上かつ、高さ1 mを超えるもの）の土砂等の埋立て等について規制することとしています。</p> <p>現行制度では、複数の区域で土砂等の埋立て等を行う場合は、物理的な一体性を有しているとき等は、個々の区域を一体と捉え、これらの区域面積を合算した面積が3,000m²以上であれば、「一団の土地の区域」として規制しています。</p> <p>土砂基準の適合状況については、現行制度において、土砂等の埋立て等の許可後に確認を行っており、事前の届出制度としても規制を緩和するものではありません。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
5	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 ①埋立地等の 把握 (資料1-5 P8)	<p>県が事業内容を把握し、適切に指導・監督を行うことが適当であることは当然である。さらに、指示・命令についても期限を区切り、特に条例に抵触する行為については早く対応することが必要である。</p>	③	<p>現行も、条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、土砂等の検査・確認を行っています。</p> <p>また、指示・命令を行う際は、期限を明確にし、改善が図られるよう指導を行っています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
6	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 ③土砂等の 埋立て等が 完了するま での管理に 関する規制 (資料1-5 P12)	<p>【改定する内容】の2について、定期的な水質調査及び土壌の汚染状況の調査は、届出を行なった者以外に、県独自の検査・確認が必要である。</p> <p>(改定の趣旨)に汚染された土砂等が搬入されてしまった場合に云々と記されているが、搬入する前の「報告書」「証明書」「調査」等による報告内容に虚偽があったと考えられる。土砂が搬入されてからでは遅く、事前に県独自による検査・確認が必要である。</p>	③	<p>現行も、土砂の安全性については、事業者からの報告に加え、条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、土砂等の検査・確認を行っています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
7	全般	<p>盛土規制法が施行されたことによる条例の規制の見直しはもちろん、これまでの県内の盛土の状況を踏まえた条例自体の規制について見直しが必要である。</p> <p>有害物質を含む土砂の盛土に対する住民の不安の声は大きい。特に人家や水源地に近い場所への盛土について、不安の声は顕著であり、厳しい規制をかける必要がある。</p> <p>県外からの土砂の搬入については禁止する。禁止できない場合、土砂基準に適合しない土砂が搬入されていないかの厳しい検査・確認が必要である</p>	③	<p>条例では、「土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等」を定め、搬入される土砂等については、「土砂等搬入報告書」、「土砂等発生元証明書」、「水質調査及び土壌の汚染状況の調査」等で土砂基準の適合状況を確認するほか、必要な限度において立入検査で履行状況を確認しています。</p> <p>また、土砂等については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止する制度としています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
8	全般	<p>「土砂基準の適合状況の確認は、土砂等の埋立て等の行為着手後に主眼を置いていることから」という文言から判断して、土砂条例手引き別冊P34の調査機関及び別冊P61試料採取は環境計量証明事業者が実施するという文言を「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関」に変更すべきである。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定調査機関は、土壌汚染状況調査を実施することのできる唯一の機関である。 土壌の汚染状況に関する調査は、試料の採取地点の選定、試料の採取方法などにより結果が大きく左右されます。調査結果の信頼性を確保するためには、調査を行う者に一定の技術的能力等が求められている。 <p>土壌分析(公定法)については、計量証明事業者が行うことは理解できます。しかし、試料採取を計量証明事業者に指定する根拠を教えてください。</p>	④	<p>いただいたご意見は、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の申請等の手引き」に関する内容であり、今回の規制のあり方の検討には含まれておりません。</p>
9	全般	<p>鉱山保安法(鉱業)を「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(以下、「本条例」)から除外することに関して異論はありません。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
10	全般	<p>捨石集積場への運搬・集積作業は、鉱山作業の一環である為、本条例の制約により、捨石集積場が使用できない事態が生じると、鉱山操業への影響は大きく、操業が停止するおそれがあります。</p> <p>令和 3 年度には本条例の手続上、約 2 ヶ月にわたり捨石集積場への表土運搬の停止指示を受けました。これにより、鉱山操業が停止寸前となる事態が生じた為、止む無く採掘場内への一時仮置きをせざるを得ない事態が発生しました。</p> <p>鉱山保安法上、鉱山内で発生した土石を速やかに捨石集積場に運搬することにより、鉱山全体の保安確保を図っていますが、この場合、採掘場内一時仮置き場での崩落のリスクが新たに生じ、保安確保に支障を来します。捨石集積場は鉱山設備であるので、鉱山全体の保安確保の為に、本条例が部分的に鉱山保安法に介入すべきではありません。</p> <p>鉱業における埋立て行為は、国の認可を受けて行うものであることから、本条例第 9 条第 9 号に該当し、本条例の適用除外にあたると考えます。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
11	全般	<p>中間案のP2 には「条例の構造基準を適用しないとした行為については、土砂基準の確認のため許可制度に代えて届出制度とする（土砂基準の確認に関する規定は継続）」とあります。一方、別冊P15-16では、鉱山保安法は環境の保全についても担保されているとの記載があります。</p> <p>鉱業で使用される捨石集積場は、鉱山保安法第 13 条等で定められている特定施設に該当し、国の認可を受けています。本条例第9 条第 9 号にも該当することから、鉱山保安法（鉱業）については全てを除外の対象としていただきたい。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
12	全般	<p>弊社では令和 6 年 12 月に条例の新規許可取得を予定しています。仮に、令和 7 年中に本条例からの適用除外が決定した場合には、条例からの適用除外が決まった時点で早期に完了（終了）としていただきたい。</p> <p>適用除外の決定後は、捨石集積場は鉱業の特定施設であることから、速やかに鉱業法、鉱山保安法に委ねて対応すべきであると考えます。</p>	③	<p>具体的な手続に関するご意見については、条例施行の際の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
13	全般	<p>鉱山保安法（鉱業）を「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下、「本条例」）から除外することに関しまして異論はありません。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
14	全般	<p>鉱業における埋立て行為は、国の認可を受けて行うものであるから、本条例第9条第9号に規定されている「前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等」に該当し、並びに、規則第8条第9号に規定されている「法令もしくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の遂行として行う土砂等の埋立て等」に該当します。</p> <p>鉱山事業及び埋立行為に関する施設も含め、国の認可を受けており、本条例第9条第9号に該当することから、本条例に則り早期に鉱業を適用除外として取り扱うようお願いしたい。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
15	全般	<p>他県における同様の条例においても、鉱業の施業に支障を来さないよう適用除外となっています。早期に鉱業を適用除外として取り扱うようお願いしたい。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
16	全般	<p>1. 県外の改良土・建設残土の運び込みを規制（禁止）する。 2. 改良土・建設残土の盛土・埋立てを規制（禁止）する。 3. 改良土・建設残土の科学的定義を定める。 4. 罰則を産廃不法投棄同等にする。</p> <p>以上4項目を骨子とする条例に改定することを提案いたします。</p>	③	<p>1. 及び2. については、土砂等は、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止する制度を設けることで、生活環境の保全を図ることとしています。</p> <p>3. については、条例で土砂等を土砂及び土砂に流入し、又は付着した物、改良土並びに再生土とし、廃棄物及び汚染土壌は除くものとして定義しています。あわせて、埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準を「土砂基準」とし、土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止を定めているところです。</p> <p>4. については、地方自治法第14条第3項で定める罰則の上限を基準に、違反の程度によりそれぞれの罰則を設定しているところであり、法と同等にすることはできません。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
17	全般	<p>6～7年前より、三重県外からの改良土、建設残土が県内、とくに紀北町の河川流域や山林等に置かれ始め現在では、その箇所数が全国一の数になってしまっているという誠に残念な、将来に禍根を残す結果となっている。</p> <p>更に、紀北町上里に於いては、水道水源150m上流にまで、合計6,000㎡、更にその上流の水道水源保護地域に到っては、合計10,000㎡の改良土、残土がおかれ、水道水源及び流域河川が汚染されるのではないかという重大な危機に瀕している。にもかかわらず、町長始め県の担当者等は、法律をよく読んで対処しなければならない町民の代表者であるにもかかわらず、口先ばかりでほとんど動かないという事態に陥っている。何故こんな行政の機能麻痺ともいえる状態に陥っているのかと考えると、やはり三重県の土砂条例、環境条例、紀北町的生活環境条例等に重大な欠陥があるからだということに尽きると思われる。つまり、これらの法律では県内外からの改良土、建設残土の有害物を含む土砂の搬入、盛土、埋め立てを全く防ぐことができない、ザル法そのものであるということ、それらの法律があっても無きに等しいものであるということである。(或いは、水道水源保護条例や生活環境の保全 県土砂条例をよくよめばこの由々しき事態に対応できる法律であるにもかかわらず、行政等が知ってか知らずかそれを見落とししている可能性も大いにある。)</p> <p>風光明媚な神聖な山々、川々が金に眼のくらんだ銭ゲバ人物等の欲により、有害物質を含む土砂によって汚されてゆく。永らくそこに住み続けて来た者にとって、その行為は耐え難いものであり、断じて肯定できるものではない。行政等も今の小学生、中学生、高校生等若者が将来、なんで我等が町は改良土、建設残土が到る所におかれ汚染された町になってしまったのかと究明する時が来るだろう。その時、槍玉に挙げられるのは、ザル法を作り、それで良しとしている現在の行政の責任者ということになる。</p>	③	<p>土砂等については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止する制度を設けることで、生活環境の保全を図るため条例第8条に「土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等」を定めています。</p> <p>また、搬入される土砂等については、「土砂等搬入報告書」、「土砂等発生元証明書」、「水質調査及び土壌の汚染状況の調査」等で土砂基準の適合状況を、立入検査で履行状況を確認しています。</p> <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
		<p>だから、将来に禍根を残さない為、美しい大自然を末代迄残すためにも、今県外からの改良土、建設残土等有害物質を含むものに関しては、全て禁止し、また、既に持ち込まれた、改良土、建設残土等有害物質を含むものに関しては、現在置かれている場所、体積、面積、高さ等を帳簿に残し、移動の禁止と違反の場合の罰則を定めるべきである。トレサビリティの強化、また、それらの周辺の土壌、地下水等を専門家を招へいし、調査、検査し、これ以上の汚染と荒廃を止めるべく、抜本的な汚染対策も講じなければならない。</p> <p>扱々、三重県庁環境管理課の室長自ら「改良土は産業廃棄物ではありません」という驚くべき認識ですから、これらのザル法と相俟っていくらでも東京方面から尾鷲港に持ち込まれ、周辺の山々、河川流域に捨てられ、埋めつくされ、綺麗な神聖な環境はアツという間に見る影も無くなってしまう。</p> <p>県の担当者等自ら、改良土、残土に対する認識を改めてもらわなければならない。折しも、厚生省に於いては、福島放射能汚染土壌の全国への分散搬出のため、有識者会議を招集し、放射能汚染土壌の取り扱い基準を策定し、それが認定され、来年1月1日より施行されるという由々しき事態になった。その放射能汚染土壌は、まず、公共建設物から始まり道路工事用の材料としても使われるといわれる。即ち、産廃処分場があるところに持ち込まれる恐れが多分にあり、水道水源が汚染され、使えなくなれば水道水源保護条例もなくなり、処分場に持ち込まれるということになる。そうなれば紀北町上里区の風事情を考えれば、大台山系からの強い吹き下ろし風により、撒き散らされ、放射能汚染濃度8,000ベクレルの粉塵を吸い込み、癌多発、小児等の遺伝子にも損傷を来し、これを以って、日本人は遺伝子的に問題ある国民というレッテルを貼られ、大変なことになる。そうならないためにも県外からの改良土、残土の持ち込み禁止は、早急に条例を改正し履行してもらわなければならない。</p>		

【対応区分】

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの
- ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの
- ③参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの
- ④反映又は参考にすることが難しいもの

**「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について
(中間案) に対する意見照会結果 (市町)**

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 ①埋立地等の 把握 (資料1-5 P8)	<p>三重県土砂条例では、災害発生や有機物混入等による周辺環境の悪化が懸念される一定規模以上（区域面積3,000m²以上かつ高さ1mを超える場合）の土砂等の埋立て等を行う場合は、人の生命、身体、財産、生活環境への影響の観点から、三重県の許可が必要となっている。</p> <p>しかし、区域面積が3,000m²未満のもの又はその高さが1m以下のものについては規制対象外となっている。</p> <p>災害発生や有害物質混入等による周辺の悪化は一定規模以上だけで災害が発生しているわけではない。</p> <p>事務処理上、区域面積を引き下げることが難しいかもしれないが、許可制とは別の形で規制し、埋立地等の把握をする必要があるものとする。</p> <p>また、一定規模未満であっても、土砂等の埋立等により災害の危険性の高い地域があることから、例えば「区域面積1,000m²以上3,000m²未満」等についても届出制などの規定を設け、埋立地等の把握する必要があるものとする。</p>	③	<p>条例制定時、県内で顕在化している課題は、港湾を經由して土砂等が搬入される規模の大きい埋立て等の現場であったことから、埋立て等区域（一団の土地の区域を含む）で一定規模以上（埋立て等面積3,000m²以上かつ、高さ1mを超えるもの）の埋立て等の行為について規制することとし、小規模な埋立て等については、条例による許可の対象としていません。</p> <p>現状において、規模の見直しが必要な状況でなく、届出制度として、同様の規模要件で規制を行うことが適当と考えています。</p>
2	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 ②住民への 周知 (資料1-5 P10)	<p>土砂等の埋立て等の事業を行う事業者は、届出に先立ち、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し説明会を行い周知することが義務付けられている。</p> <p>周辺住民への説明会の周知範囲は、災害の危険性の度合により左右され、有害物質の混入等による生活環境への影響が及ぶことが想定される範囲が適当であるとしているが、想定される範囲の根拠となる判断基準について、三重県としての考え方を明示していただきたい。</p>	③	<p>周知範囲については、地域事情もあることから、範囲の根拠となる判断基準を一律でお示しすることは難しいと考えています。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
3	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 ③土砂等の 埋立て等が 完了するま での管理に 関する規制 (資料1-5 P12)	土砂等の埋立て等が完了するまでの管理について、事業者は管理台帳を作成し、土砂等の埋立て等を施工している間、埋立て等区域外への排水の水質調査及び土壌の汚染状況の調査を行い、三重県に報告する必要がある。 その際、排水の水質基準又は土壌の汚染状況が土砂基準に適合しない場合、事業者が生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講ずることはもちろんであるが、関係市町に対する対応や現場への立入検査等について、関係市町への関わりについて明示していただきたい。	①	ご意見を受け、「3(3)①市町との連携」の改定の趣旨に、「また、届出後に土砂基準の不適合が確認された場合などについても、市町へ情報共有することが適切と考えます。」と記載を加えます。
4	全般	三重県土砂条例と盛土規制法では、土砂等の埋立て等の行為により、災害の未然防止や生活環境の保全等、生命・身体を守る観点で規制がされていることから、条例と法律で規制が重なっている部分がある。 今回の見直しでは、法律と重なっている部分は法律を遵守させ、条例では規制しないことが多々見受けられる。 法律による規制が条例より厳しい規制を課している場合は問題ないが、条例で規制しているが法律で規制していない場合もある。 その際、条例と法律の規制のあり方を考慮し、法律で規制されていない事項であっても、引き続き条例にて規制を行い、土砂等の埋立て等による災害の未然防止が出来る三重県条例の見直しとしていただきたい。	③	盛土規制法で規制していない窪地の埋立てについては、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないことから、条例の構造基準を適用しないこととしています。 また、盛土規制法の規制区域外については、条例で規制を行うこととしています。
5	全般	現在、県は盛土規制法に関して市町へのヒアリング等を行っており、三重県土砂条例についても規制のあり方についての市町の意見を求めています。 盛土規制法に関して市町への権限移譲の話も出ていますが、三重県土砂条例も含めて鈴鹿市では専門職もおらず事務を遂行する体制をとることができないことから、権限移譲を受けることは難しいことを申し添えます。	④	中間案において、市町への権限移譲は検討していません。

【対応区分】

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの
- ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの
- ③参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの
- ④反映又は参考にすることが難しいもの

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について（最終案）の概要

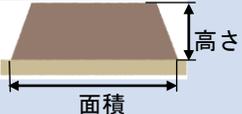
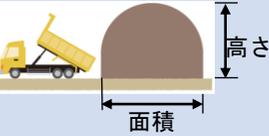
課題	<p>○「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）」では、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、全国一律の基準が定められたため、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）」と規制の重なりが生じている。</p> <p>○法では、土砂基準※1による規制が行われないため、一定規模以上の土砂等の埋立て等については、条例で土砂基準に適合しているか確認する必要がある。</p> <p>○法で災害の発生のおそれがないと認められた工事等について、条例における規制の考え方を整理する必要がある。</p>
土砂災害の未然防止に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 形状及び構造上の基準の適用範囲 次の行為については条例の構造基準※2を適用しないこととする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 法の規制区域内における盛土及び堆積 2 法で宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等として定められた行為（砂利採取法に係る工事等） 3 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て（法の規制対象外） ・ 土砂等搬入禁止区域の指定 「土砂等搬入禁止区域の指定」に係る規定については、法の規制区域内においては、適用しないこととする。
改定する内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立地等の把握 法の規制区域内で土砂等の埋立て等を行おうとする者は、土砂等の埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事に届け出なければならないこととする。 ・ 住民への周知 届出を行う者は、届出に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、届出書の内容を周知するための説明会の開催等を行わなければならないこととする。 ・ 土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制 届出を行った者は、土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に埋立て等区域外への排水の水質調査及び土壌の汚染状況の調査を行い、調査結果を知事に報告しなければならないこととする。
雑則、罰則等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町との連携 届出があった場合には関係市町長に通知し情報共有を行うこととする。 ・ 欠格要件 不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれのある者として、法に基づき罰金刑以上の刑に処され一定期間を経過しない者を加えることとする。 ・ 適用除外 許可及び届出を要しない事項に、「<u>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事</u>」を追加する。 ・ 経過措置 法の規制区域の指定の際に、当該規制区域内において既に行われている盛土等のうち、条例の許可を受けているものについては、法の規制区域の指定日以降も、条例の許可期間内は条例の構造基準を適用する。 ・ 命令、罰則 届出を行わずに土砂等の埋立て等を行った者に対して、生活環境の保全上の支障を除去するために命令ができることとする。 条例の届出義務等に違反した者に対しても罰則を科すことができる制度とする。

※1 土砂基準…埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準

※2 構造基準…埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生防止に係る形状及び構造上の基準

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の改定に伴う規制対象行為と必要な手続

- | | |
|----------------|--|
| 改定のポイント | <ul style="list-style-type: none"> ●盛土規制法で規制される土砂等の埋立て等については、条例の構造基準を適用しない ●盛土規制法で規制されない土砂基準については、届出制を採用し現行と同じように確認を行う ●災害の発生のおそれがない土砂等の埋立て等については、条例の構造基準を適用しない |
|----------------|--|

現行（条例）			条例改定後						
			法の規制区域内			法の規制区域外			
規制対象 面積3,000㎡以上かつ 高さ1m超	構造 基準	土砂 基準	規制対象 面積3,000㎡以上かつ 高さ1m超	構造 基準	土砂 基準	規制対象 面積3,000㎡以上かつ 高さ1m超	構造 基準	土砂 基準	
<p><盛土></p> <p>●農地や宅地の造成等</p>  <p><堆積></p> <p>●ストックヤード等</p>  <p><埋立て></p> <p>●谷地の埋立て等</p> 	許可 (条例)		<p>※1 <盛土></p> <p>●農地や宅地の造成等</p> <p><堆積></p> <p>●ストックヤード等</p> <p><埋立て></p> <p>●谷地の埋立て等</p> <p>●窪地の埋立て</p>	—	※4 届出 (条例)	<p>※2 <盛土></p> <p>●農地や宅地の造成等</p> <p><堆積></p> <p>●ストックヤード等</p> <p><埋立て></p> <p>●谷地の埋立て等</p> <p>●窪地の埋立て</p>	なし	※3 なし	※4 届出 (条例)

※1 土砂災害の発生のおそれがないと盛土規制法で規定される砂利採取法や鉱山保安法等の工事は構造基準を適用しないこととする。
（土砂基準は届出により確認する。）

※2 盛土規制法により規制されるため、条例において構造基準を適用しないこととする。

※3 埋立てのうち、窪地の埋立ては盛土規制法の規制対象外と整理されたため、条例においても構造基準を適用しないこととする。

※4 鉱山保安法に係る工事は、同法で土砂基準の安全性が確認されるため規制を行わない。（届出不要）

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」と「宅地造成及び特定盛土等規制法」の許可等が必要な規模の比較

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例

土砂等の埋立て等の面積が3,000㎡以上かつ高さ1m超

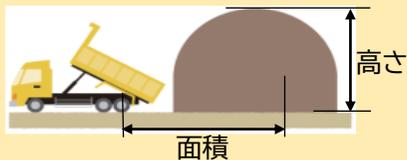
<盛土>

●農地や宅地の造成等



<堆積(一時保管含む)>

●ストックヤード等



<埋立て>

●周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること



宅地造成及び特定盛土等規制法

赤文字 宅地造成等工事規制区域 (左側の数値) 青文字 特定盛土等規制区域 (右側の数値)

<盛土・切土>

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖 [*] を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)
イメージ図			

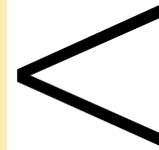
④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)

<一時的な土石の堆積>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの
イメージ図	

⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの

許可等が必要な規模



「三重県土砂等の埋立て等の規制に
関する条例」の規制のあり方について

(最終案)

令和6年12月

三重県環境審議会土砂条例部会

<目 次>

1	条例の規制のあり方の検討の必要性等	1
2	条例の規制のあり方についての基本的な考え方	2
3	条例の規制で改定する内容	4
	(1) 土砂災害の未然防止に関する規定の整理	
	① 形状及び構造上の基準の適用範囲	4
	② 土砂等搬入禁止区域の指定	7
	(2) 土砂基準の確認に関する規定の整理	
	① 埋立地等の把握	8
	② 住民への周知	10
	③ 土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	12
	(3) 雑則	
	① 市町との連携	14
	② 欠格要件	14
	③ 適用除外	15
	④ 経過措置	16
	(4) 罰則等	
	① 命令、罰則	17
	【参考資料】	
	三重県環境審議会土砂条例部会委員名簿	18
	諮問書(写)	19

1 条例の規制のあり方の検討の必要性等

(1) 条例制定の経緯

条例制定前、三重県では、港湾を經由して紀北町、尾鷲市地域に都市圏から大量の土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋立てや農地の嵩上げ等が行われており、中には無秩序に土砂等が積み上げられる事案も見られました。そのため、埋立地の周辺地域においては、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について住民に不安が広がっていました。

また、県内の他の地域でも小規模な土砂等の搬入事案が見受けられ、課題に発展しそうな事案もありました。

これらの行為に対しては、既存法令により災害の防止や生活環境の保全等の観点で一定の規制がなされていましたが、適用範囲や条件が限られていたことから、効果的な規制指導が困難な場合がありました。

土砂等の埋立て等の行為に対して、県内には統一的な規制制度はなく、県民の不安を払拭するには、現行の法律や条例あるいは監視体制の整備では十分に対応することができないという課題や、全国的な大規模投資の進展による土砂等の流入の懸念もあったことから、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、土砂等の埋立て等の行為による災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全に資する条例を制定する必要があると考え、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(以下「条例」という。)を令和2年4月に施行しました。

(2) 条例の規制のあり方の検討の必要性

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で規制するため、国においては、「宅地造成等規制法」を改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という。)が令和5年5月に施行されました。

盛土規制法は、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点での規制であるため、条例の規制と重なりが生じたことから、条例の規制のあり方について整理が必要です。

また、埋立て等に使用される土砂等に対する土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準(以下「土砂基準」という。)が、盛土規制法には定められていないことから、引き続き条例で確認することが必要です。

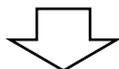
2 条例の規制のあり方についての基本的な考え方

現状

- 静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、宅地造成等規制法が、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に改正され、三重県では盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域（規制区域）の指定に向けた作業を進めているところです。
- 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の施行から4年が経過し、運用等の整理も行う必要があります。

課題

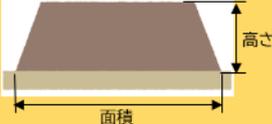
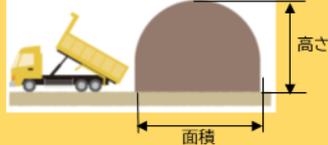
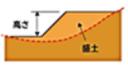
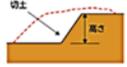
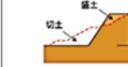
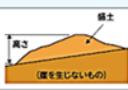
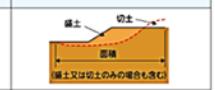
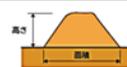
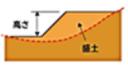
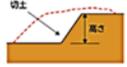
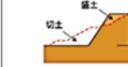
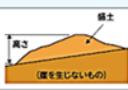
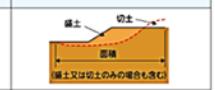
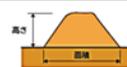
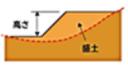
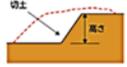
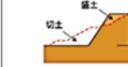
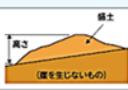
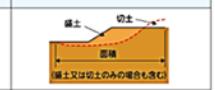
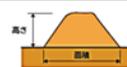
- 盛土規制法において、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、全国一律の基準が定められたため、土砂条例による災害の未然防止の観点で規制の重なりが生じています。
- 盛土規制法では、土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（土砂基準）による規制が行われなため、一定規模以上の土砂等の埋立て等については、条例で土砂基準に適合しているかを確認する必要があります。
- 盛土規制法で災害の発生のおそれがないと認められた工事等について、条例における規制の考え方を整理する必要があります。



基本的な考え方

- 盛土規制法で災害防止のための安全基準が適用される土砂等の埋立て等については、条例の構造基準を適用しない。
- 盛土規制法で規制されない土砂基準については、届出制を採用し現行と同様に確認を行う。
- 災害の発生のおそれがない土砂等の埋立て等については、条例の構造基準は適用しない。

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例と
宅地造成及び特定盛土規制法の比較（現状）

	三重県土砂等の埋立て等の 規制に関する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法																								
目的	土砂等の崩落、飛散、又は流出による 災害の未然防止及び生活環境の保全	崖崩れ又は土砂の流出による 災害の防止																								
規制区域	県内全域	宅地造成等工事規制区域(宅造区域) 特定盛土等規制区域(特盛区域)																								
許可が必要な 規模	<p>土砂等の埋立て等の 面積が3,000㎡以上かつ高さ1m超</p> <p><盛土> ●農地や宅地の造成等</p>  <p><切土> ※条例の対象外</p>  <p><堆積(一時保管含む)> ●ストックヤード等</p>  <p><埋立て> ●周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること</p> 	<p>赤文字 宅地造成等工事規制区域 (左側の抜粋) 青文字 特定盛土等規制区域 (右側の抜粋)</p> <p><盛土・切土> ※谷や沢を埋め立てて行う盛土は「谷埋め盛土」として定義</p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td>①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの</td> <td>②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの</td> <td>③盛土と切土を同時に、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)</td> </tr> <tr> <td>イメージ図</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要件</td> <td>④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、②を除く)</td> <td>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(③～④を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イメージ図</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><一時的な土石の堆積></p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td>⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの</td> </tr> <tr> <td>イメージ図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要件</td> <td>⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの</td> </tr> <tr> <td>イメージ図</td> <td></td> </tr> </table>	要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	イメージ図				要件	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、②を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(③～④を除く)		イメージ図				要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	イメージ図		要件	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	イメージ図	
要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)																							
イメージ図																										
要件	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、②を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(③～④を除く)																								
イメージ図																										
要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの																									
イメージ図																										
要件	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの																									
イメージ図																										
構造基準 (災害防止)	あり	あり (条例と同等以上)																								
土砂基準 (土壌の汚染)	埋立て等に使用される土砂が 土壌の汚染を防止するために 満たすべき環境上の基準あり	なし																								

3 条例の規制で改定する内容

盛土規制法の規制区域の指定が行われることに伴い、条例では、次の規定の改定を行うことが適当であると考えます。

(1) 土砂災害の未然防止に関する規定の整理

① 形状及び構造上の基準の適用範囲

【改定する内容】

次の行為については条例の形状及び構造上の基準（以下「構造基準」という。）を適用しないこととします。

- 1 盛土規制法の規制区域内における盛土及び堆積
- 2 盛土規制法で宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等として定められた行為
- 3 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て（盛土規制法の規制対象外）

(改定の趣旨)

盛土規制法では、盛土等（盛土、切土、堆積）による災害から国民の生命・身体を守る観点で、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制しています。主な規制内容は、規制区域（盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域）を指定し、土地の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象等とし、災害防止のために必要な許可基準を設定し、許可基準に沿った安全対策が行われているか確認を行うものとなっています。

条例でも災害の未然防止の観点から構造基準を設けており、盛土規制法と規制の重なりが生じていることから、盛土規制法の規制区域内で行う行為については、条例の構造基準を適用しないことが適当と考えます。

1 盛土規制法の規制区域内における盛土及び堆積

盛土規制法で規制対象となる行為（盛土及び堆積）については、条例よりも許可の対象とする行為が多く、構造基準もより詳細に定められており、条例より厳しい規制が行われていることから、条例の構造基準を適用しないことが適当と考えます。

2 盛土規制法で宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等として定められた行為

盛土規制法で宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等として定められた行為（鉱山保安法第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事や砂利採取法第 16 条の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事等）は、当該行為の実施について、個別法で安全が担保されていること、遵守すべき一定の基準や行為制限が設けられていることから規制の対象となっておりません。これらの行為については、災害のおそれはないと考えられるため、今後は条例においても、当該行為について条例の構造基準を適用しないことが適当と考えます。

3 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て（盛土規制法の規制対象外）

条例では、地盤面より低い窪地等を埋め立てることを「埋立て」として規制しています。

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て行為については、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないことから、盛土規制法で規制対象外とされており、条例においても、四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て行為については、構造基準を適用しないことが適当と考えます。

なお、谷や沢の埋立て、堤体を有するため池等を埋める行為については、盛土規制法で「盛土」として規制しています。

- ・ 条例制定時、三重県では、港湾を経由した大量の土砂等の搬入、山間部の谷地の埋立てや農地の嵩上げ等が行われており、中には無秩序に積み上げられている事案も見られました。埋立地の周辺においては、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について地域住民に不安が広がっていたことから、県内の土砂等の埋立ての規制に関する知見も少ない中、住民の不安を払拭するため、盛土規制法の規制対象とはならない「埋立て」について、規制対象としました。
- ・ 令和 5 年には、条例と同じく、土砂災害の防止を目的とする「盛土規制法」が施行され、同法において、四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て行為は、土砂災害のおそれがない行為としています。また、谷や沢の埋め立てる場合や、堤体を有するため池等を埋める行為等は「盛土」と定義しています。
- ・ 条例の施行から 4 年が経過し、「埋立て」に関する許可については、いずれの区域も区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生は確認されていません。

(参考) 条例と盛土規制法の構造基準、許可後の検査等の比較

①構造基準

	条例	盛土規制法
高さ制限 (安定計算無しの場合)	15m以下	15m以下
勾配 (安定計算無しの場合)	1 : 1.8 以下 ※1:1.8≒30度	30度以下
小段	1 m	1 ~ 2 m
締め厚	30cm 以下	30cm 以下
風化浸食対策	有	有
滑り対策	有	有
沈下対策	有	有
湧水浸透水対策	有	有
表面水対策	有	有
沈砂池・調整池	有	有
安全率 (地震時)	1.2(1.0)	1.5(1.0)

②許可後の検査等

	条例	盛土規制法
定期報告 (土砂等使用量報告等)	有	有
中間検査	無	有
完了検査 (現場確認)	有	有

③罰則 (代表的なもの)

	条例	盛土規制法
無許可行為	懲役 2 年以下 罰金 100 万円以下	懲役 3 年以下 罰金 1,000 万円以下 (法人は罰金 3 億円以下)
命令違反	懲役 2 年以下 罰金 100 万円以下	懲役 3 年以下 罰金 1,000 万円以下 (法人は罰金 3 億円以下)

② 土砂等搬入禁止区域の指定

【改定する内容】

1 土砂等搬入禁止区域の指定

「土砂等搬入禁止区域の指定」に係る規定については、盛土規制法の規制区域内においては、適用しないこととします。

（改定の趣旨）

不適正な土砂等の埋立て等が行われている場合は、当該行為者等に対する行政指導や命令等を行うこととなりますが、これらの者が指導等に従わず土砂等の搬入が継続された場合には、土砂等の崩落、飛散又は流出により災害が発生し、人の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれが生じることが想定されます。

そこで、条例では災害の発生を未然に防止し、県民生活の安全を確保するため、現に土砂等の埋立て等が行われている土地とその周辺の区域に土砂等の搬入を禁止する必要があると知事が認めた場合、その区域を土砂等搬入禁止区域として指定することができることとしています。

「土砂等搬入禁止区域の指定」は、土砂災害により人の生命等に危害が及ぶおそれが生じる場合に行うものです。盛土規制法の規制区域内では、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、条例より幅広い規模の行為に構造基準が適用されることや、改善命令等の指導も行われることから、条例による指定は行わないことが適当と考えます。

(2) 土砂基準の確認に関する規定の整理

① 埋立地等の把握

【改定する内容】

1 土砂等の埋立て等の届出

盛土規制法の規制区域内で土砂等の埋立て等を行おうとする者は、土砂等の埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事に届け出なければならないこととします。

ただし、土砂等の埋立て等であって、土砂等の埋立て等区域の面積が3,000 m²未満であるもの又はその高さが1 m以下のものについては、届出を要しないこととします。

2 届出の手續

届出を行おうとする者は、土砂等の埋立て等の目的、位置、規模、期間、管理事務所の所在地、管理責任者の氏名・職名、埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置、埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するための措置及び説明会の開催の状況、その他埋立て等区域内の土壌の汚染状況の調査結果等を添付した届出書を知事に提出しなければならないこととします。

(改定の趣旨)

条例では、災害発生や有害物質の混入等による周辺環境の悪化が懸念される一定規模以上の埋立て等の行為については、使用される土砂等の量が多く、人の生命、身体、財産、生活環境へ影響を与えるおそれがあるため、許可制として安全性を確保できる土砂等の埋立て等のみを認めてきました。

盛土規制法の規制区域内では、盛土規制法の構造基準が適用されるため、条例の構造基準は適用しないこととしますが、盛土規制法には生活環境の保全の観点が含まれないことから、土砂基準については、引き続き条例で確認を行う必要があります。

土砂基準の適合状況の確認は、土砂等の埋立て等の許可後に主眼を置いていることから、現在の許可制度でも、搬入しようとする土砂等に対して「土砂等搬入報告書」、「土砂等発生元証明書」や、土砂等の埋立て等作業中の「水質調査及び土壌の汚染状況の調査」等により確認を行っています。

そのため、盛土規制法の規制区域内では、条例の許可制度を届出制度としても、搬入場所の事前把握とこれまでと同じ適合状況の確認により生活環境の保全を確保していくことが必要です。

届出は、土砂等の埋立て等の目的、位置、規模、生活環境を保全するための措

置、説明会の開催状況、周辺地域の住民の意見書の概要及びその意見への対応状況等を記載した書面、埋立て区域内の土壌の汚染状況の調査結果等を示す書類を事前に提出させることにより、県が事業内容を把握し、適切に指導・監督を行うことが適当と考えます。

なお、盛土規制法の規制区域外の土砂等の埋立て等の行為のうち、条例の構造基準を適用しない行為についても届出書により県が土砂基準を確認することが適当と考えます。

② 住民への周知

【改定する内容】

1 説明会の開催等

届出を行う者は、届出に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、届出書の内容を周知するための説明会の開催等を行わなければならないこととします。

2 周辺地域の住民の意見及び意見への対応

届出を行う者は、説明会等を通じて、事前に周辺地域の住民へ工事の内容（届出に記載すべき事項）を周知し、周辺地域の住民から意見を聞き取るとともに、必要に応じて事業に反映するよう努めるものとします。

3 開催状況を記載した書面の提出

届出を行う者は、説明会の開催の状況、意見書の概要及びその意見への対応状況を記載した書面等を作成し、届出書等とともに知事に提出しなければならないこととします。

4 関係書類の閲覧

知事は、届出があった場合は、遅滞なく、当該届出日から完了等の届出があった日までの間、当該事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を閲覧に供することとします。

（改定の趣旨）

埋立て等区域の周辺地域の住民は土砂等の埋立て等の事業が行われることを事前に把握することができず、周辺環境の悪化に対する不安を抱くことが懸念されます。

土砂等の埋立て等に関しては、有害物質による汚染など、生活環境に与える影響が大きいため、当該事業について事前に、埋立て等区域の周辺地域の住民が把握できる制度が必要と考えます。

届出予定者は、周辺地域の住民に対する説明会で、事業計画及び生活環境の保全に係る措置等の届出書の内容を周辺地域の住民の理解を得るために説明し、また、周辺地域の住民は当該事業計画に対して生活環境保全上の見地から意見書の提出により意見を述べることで、両者の信頼関係の構築を図ることが必要と考えます。

住民の不安を払拭するため、説明会は開催することを原則とし、住民の要望により回覧を求められた場合等、届出予定者の責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合は、説明会の開催以外の方法により周知することも可能と考えます。

また、周辺地域の住民が意見を述べることができるようにするため、説明会等の開催日から届出日までは十分な期間（30日程度）を設けることが適当と考えます。

周辺地域の住民へ説明等を行う範囲については、自治会単位を基本として、有害物質の混入等による生活環境への影響が及ぶことが想定される範囲が適当と考えます。

なお、周知範囲については地域事情を考慮し、県は説明会等の開催前に関係市町に意見照会した後に決定することが適当と考えます。

また、周辺地域の住民が当該事業に関する内容を確認できるよう、県は当該届出について、閲覧に供することが適当と考えます。

③ 土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制

【改定する内容】

1 管理台帳の作成等

届出を行った者は、土砂等の埋立て等に用いた土砂等の量等を記載した台帳を作成し、定期的にその内容を知事に報告しなければならないこととします。

2 定期的な水質調査及び土壌の汚染状況の調査

届出を行った者は、土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に埋立て等区域外への排水の水質調査及び土壌の汚染状況の調査を行い、調査結果を知事に報告しなければならないこととします。

また、届出を行った者は、土砂等の埋立て等を完了等したときは、埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て区域内の土壌の汚染状況を調査し、調査結果を知事に報告しなければならないこととします。

3 基準不適合時の対応

届出を行った者は、埋立て等の区域外への排水が水質基準に適合していないこと、又は埋立て区域内の土壌の汚染状況が土砂基準に適合しないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査や土砂等の埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならないこととします。

4 完了時の確認

届出を行った者は、土砂等の埋立て等を完了等したときは、遅滞なく、知事に届け出なければならないこととします。

(改定の趣旨)

周辺地域の住民の安全で安心な暮らしの確保を図るため、土砂等の埋立て等の施工中や完了時等において、届出を行った者は許可を受けた者と同様に、搬入しようとする土砂等について「土砂等搬入報告書」、「土砂等発生元証明書」や、土砂等の埋立て等作業中の「水質調査及び土壌の汚染状況の調査」等により土砂基準の適合状況を報告することが必要です。

届出を行った者は、適正に計画の進捗管理を行うよう、土砂等の埋立て等に用いた土砂等の搬入量等を記載した台帳を作成することとし、県が事業計画の進捗を把握するため、台帳の写しを定期的（6か月に1回）に報告させることが適当と考えます。

届出を行った者は、汚染された土砂等が搬入されてしまった場合に、早期に発

見し対策を行えるよう、土砂等の埋立て等作業中に土砂等の埋立て等区域外への排水の水質調査を定期的（6か月に1回）に実施するとともに、土壌の汚染状況の調査（3年に1回程度）を実施し、県に報告する制度を設けることが適当と考えます。

また、土砂等の埋立て等完了時においては、事業者が実施した土壌の汚染状況の調査や水質調査の結果を報告させることにより、周辺環境への影響の有無を確認する制度を設けることが適当と考えます。

(3) 雑則

① 市町との連携

【改定する内容】

1 市町への情報共有

届出があった場合には関係市町長に通知し情報共有を行います。

(改定の趣旨)

土砂等の埋立て等の許可にあたっては、地域の意向や状況を的確に把握する必要があるため、県が許可申請を受理した際又は許可する際には、市町長の意見を聴くこととしており、届出があった場合についても、市町との情報共有が必要であることから、生活環境に対する影響が及ぶと考えられる市町へ、県が届出の内容について通知することが適当と考えます。また、届出後に土砂基準の不適合が確認された場合などについても、市町へ情報共有することが適当と考えます。

② 欠格要件

【改定する内容】

1 欠格要件

不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれのある者として次の者を加えます。

- ・盛土規制法に基づき罰金刑以上の刑に処され一定期間を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(改定の趣旨)

許可を受けようとする者が、適正かつ確実に埋立て等の行為を行える者かどうかを判断する要件が必要と考えます。環境法令及び森林法や砂防法等の許認可等において土砂等の埋立て等が伴う法令や条例に基づき罰金刑以上の刑に処され一定期間を経過しない者については、不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれがあるため欠格要件としています。

「盛土規制法に基づき罰金刑以上の刑に処され一定期間を経過しない者」については、欠格要件に加えることが適当と考えます。

また、本条例に既に規定している法令の規定以外の「法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」についても、欠格要件に加えることが適当と考えます。

③ 適用除外

【改定する内容】

1 許可及び届出を要しない事項

現行の条例で規定している許可を要しない事項については、届出の対象からも除外します。また、許可及び届出を要しない事項に、次の行為を加えます。

- ・ 鉱山保安法第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事

(改定の趣旨)

責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が軽微と考えられ、条例の許可の対象から除外することが適当と整理した行為については、届出についても対象から除外することが適当と考えます。

鉱山保安法第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事については、盛土規制法で災害の発生のおそれのない工事とされています。

鉱山保安法では、「土壌汚染の原因となる捨石、鉱さい、坑水、廃水等について適正に処理すべきこと及び鉱業を休止する場合又は鉱業権を放棄する場合にこれらの現況について調査すべきことを、鉱業権者に対し義務付けるとともに、保安のために必要なときは鉱業権者に対し、報告を求め、必要な事項を命じることができる」としており、環境の保全が担保されていると考えます。

このことから、鉱山保安法第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」に追加することが適当と考えます。

鉱山保安法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事については、「法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の埋立て等」に該当します。

また、条例の施行から 4 年が経過し、鉱山保安法に係る工事については、いずれの区域も区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生は確認されていません。

④ 経過措置

【改定する内容】

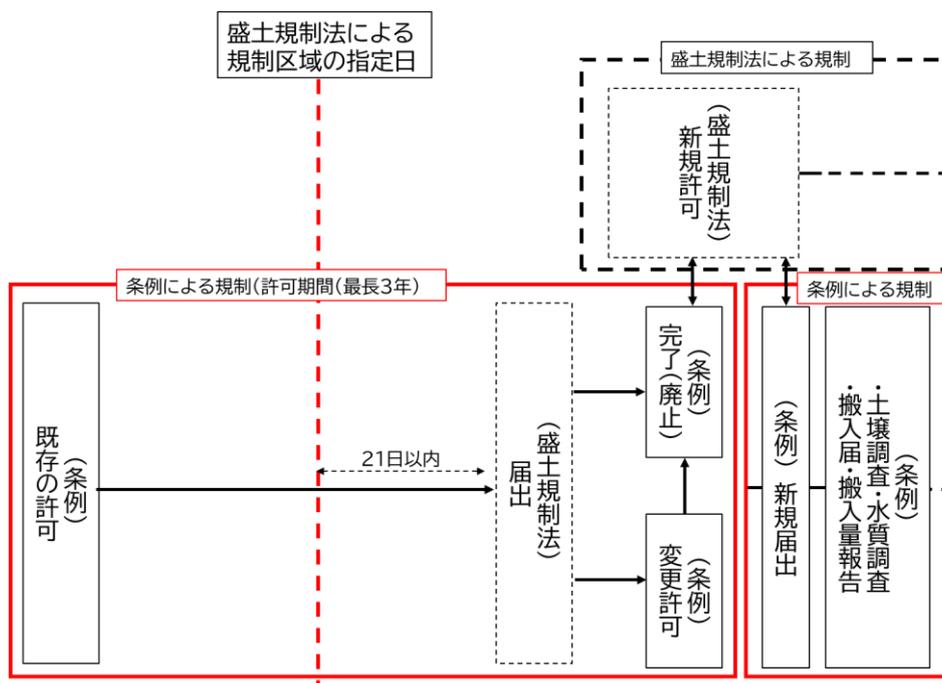
1 経過措置期間

盛土規制法の規制区域の指定の際に、当該規制区域内において既に行われている盛土等のうち、土砂条例の許可を受けているものについては、盛土規制法の規制区域の指定日以降も、条例の許可期間内は条例の構造基準を適用します。

(改定の趣旨)

盛土規制法の規制区域の指定の際に、当該規制区域内において既に行われている盛土等のうち、条例の許可を受けているものについては、盛土規制法の構造基準が適用されないため、条例の許可期間内は、条例の構造基準を適用することが適切と考えます。

(参考) 条例の経過措置のイメージ



(4) 罰則等

① 命令、罰則

【改定する内容】

1 命令

届出を行わずに土砂等の埋立て等を行った者に対して、生活環境の保全上の支障を除去するために命令ができることとします。

2 罰則

条例の届出義務等に違反した者に対しても罰則を科することができる制度とします。

(改定の趣旨)

条例では、土砂等の崩落等の災害発生の防止や生活環境の保全を確保するうえで、条例による規制に強制力を持たせるために、行政処分や罰則等の規定を設けて運用してきました。

届出制度となっても引き続き生活環境の保全を確保するために、土砂基準や水質基準に適合しない土砂等の埋立て等や、無届けの土砂等の埋立て等に対して、行政処分や罰則等の規定を設けることが適当と考えます。

三重県環境審議会土砂条例部会委員名簿

(50音順 敬称略)

氏名	所属・役職
石川 友裕	三重弁護士会推薦弁護士
岡島 賢治	三重大学大学院生物資源学研究科 教授
黒坂 則子	同志社大学法学部 教授
宮岡 邦任	三重大学教育学部 教授

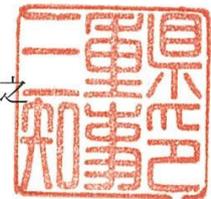
環生第17-153号

三重県環境審議会

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年三重県条例第26号)の規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

令和6年7月4日

三重県知事 一見勝之



諮 問 理 由

県では、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和2年4月から施行しています。条例では、土砂等の埋立て等に対して、許可審査や監視等の必要な規制を行ってきました。

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、国においては、「宅地造成等規制法」を改正し、崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止を目的とした「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月に施行されました。

このため、土砂等の流出等による災害の未然防止に関して、条例の規制のあり方について整理が必要です。また、条例の施行から4年が経過し、運用等の整理も行う必要があることから、貴審議会に意見を求めるものです。

